

| 弘前市協働によるまちづくり推進審議会 会議録概要 (第4回) | | | |
|--|-------------------------------|--|--------------------------------------|
| 日時 | 令和5年11月21日(火曜日) 18時00分～20時00分 | | |
| 場所 | 弘前市役所市民防災館3階 防災会議室 | 傍聴者 | 3人 |
| 出席者 (17人) | 委員 (12人) | 佐藤会長、藤岡職務代理者、野口委員、下山委員、鴻野委員、安田委員、大塚委員、葛西委員、斎藤委員、花田委員、松山委員、女川委員 | |
| | 執行 機関 (5人) | 市民協働課 | 高谷課長、齊藤課長補佐、菊池主幹兼協働推進係長、工藤(慶)主事、片岡主事 |
| 会議概要 | | | |
| 1 開会 | | | |
| 2 議事 | | | |
| <p>条例に関する事業の実施状況の評価及び改善点等について審議 「まちづくりの推進における防災の取り組み」</p> <p>答申案の検討・承認について</p> <p>① 答申案の全体構成について</p> <p>② 取り組みへの改善に向けた提案について</p> <p>③ 取り組み内容の評価及び条例の見直しについて</p> <p>【事務局から答申案全体を説明】</p> <p>佐藤会長：ただいま事務局から説明があった答申案について、議論をしてまいります。本日は大きく分けて四つの論点がございます。一つ目は、答申案について、目次の通り、第1から第6の資料までありますが、この全体構成について検討していただきます。二つ目は今日の主要議題であり、これまで第2回・第3回で審議した、自助・共助、防災、文化財の保護といった答申の主たる内容について再度検討します。三つ目は、それを受けた全体的な評価、四つ目が、全体的な評価を受けて、条例を見直すかどうかということです。</p> <p>それでは、まず第1の、答申案の全体構成、第1の審議の方法及び経過から始まって第6の資料、までの有効性及び先ほど簡単に説明いただきました内容でよろしいかどうか。改善に向けた提案というのはこれから議論して参ります。いかがでしょうか、このような構成でよろしいでしょうか。</p> <p>(委員より意見なし)</p> <p>それではこの構成で進めさせていただきます。</p> | | | |

次に、二つ目の答申案の中で言うと第5の改善に向けた提案、これについて、今日再度色々ご議論いただいて、さらに改善の提案を作り上げていただきたいと思いますと思っております。

【事務局から答申案第5 改善に向けた提案部分の案説明】

会 長：提案部分全体を説明していただきましたが、改善に向けた提案について、さらにこんな点も含めたら良いとか、こういう点も入れて欲しいとか、あるいはここはこういうふうに訂正した方が良いのではというようなことを含めてご意見を伺って参りたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

委 員：1の自助を促進するための取り組みの（1）防災に関する情報発信のところのアの一行目の中に二つ、「層」という言葉が出てきます、「自主的に防災について考える機会が少ない層や地域、防災に興味がない層」。最初読んだときに、あまり「層」という言葉を単発で使ったことがないので、例えば「年齢層」であったり、よくニュースで「貧困層」とか「富裕層」とか、前に何かつくイメージだったので、このままで良いのか、より具体的な、例えば自主的に防災について考える機会が少ないのは、具体的にどういう層なのか、それともこの方向性について考える機会が少ない実態が層になっているのかということと、もう少し意見が出たときに、わかりやすい説明があれば、そちらにしたほうが良いと感じました。

会 長：具体的な提案はないでしょうか、例えば考える機会の少ない「人」など、別の言葉が良いのではないかとということですよね。

委 員：皆さんがどう考えるのかと思い、聞いてみたいと思いました。

委 員：私も委員がおっしゃったことは気になっていまして、この答申案1の（2）が小中学校ということで、児童生徒向けの話がありますが、自助については大人の課題があるということはやはり意見として上がっていたので、自主的に防災について考える機会の少ない大人、などの言い方をした方が、この答申がすっきりすると感じました。

委 員：この答申案を読んだときに、教育の場面で、確かに小学校・中学校は地元で生まれて、地元の学校に入って教育として防災に関する情報を受け取っていますが、高校や大学、他の市町村、県外から来た人が、情報を受け取りやすいものも市から発信する工夫に組み込めば良いと感じました。小中と違って高校生や大学生の方が情報が少ないのではないかと、何かあったときに力になる年齢の人たちというのもあって、

その辺も情報配信しながら、うまく力にできるような情報発信の仕方があれば良いと感じました。

会 長：考える機会の少ない、ここをもう少し言葉を足して具体的にしたほうが良いということですかね。

委 員：前回、前々回の審議会ではかなり具体的なご意見の出た、県外の移住者とか、そういうところで「層」であまり抽象的にしてしまうと、以前我々が話した具体的なところがぼやけてしまうのではないかと思いました。具体的に色々わかりました、とするとか。

会 長：もう少し考える機会、興味がないってところを、県外とか高校生とか大学生とか具体的に言葉をはめていくということですね。

委 員：今までの会議で皆さんからそういうご意見があったと思いましたので、そのデータだけで並べていただけると。

会 長：わかりました。

委 員：最初の委員の問いかけに関しての私の意見ですが、前段の部分で、「弘前市は災害が少ないと思っている市民が多い」と書いています。とすれば、これを受けて、自主的に防災について考える機会をつくる「市民」、次のところの防災に興味がない「市民」、「市民」だと広いので。例えば県外という言葉が引っかかるのであれば「住民」でも良いかと。県外から来ても、住んでいけば市民ととらえても良いので、「市民」が単純に良いのではと思います。

委 員：今までの皆さんのご意見も含めて、どちらが良いとも言いにくいですが、どちらも良いですね。

会 長：具体的となるとまた難しいですよ。それでは市民で広くとらえるということ踏まえて、事務局で検討してみたいと思います。

委 員：この市民というところに関しても、今までの会議で色々な市民の対応があるというニュアンスが出ていたと思うので、それも一部あれば良いと思いますが。

会 長：具体的に、これを加えたらどうかというのがありますか。

委 員：高校生とか、県外からの方とか。

会 長：わかりました、少し具体的なものを入れて、市民でくくるような方向でいきたいと思います。その他いかがでしょうか。

委 員：今のアのところの一番最後の部分ですが、「自分事としてとらえることができるよう発信を工夫すること」、この「発信を工夫する」のが、文法的におかしいと思うので、「とらえることができるように工夫して発信する」の方が正しいと思います。

会 長：そのほかいかがでしょうか。

委 員：2の共助のところの6ページの前段の文章の2行目の後半、最後の方で、「しかし高齢化等で地縁の繋がりが弱くなっている」という表現があり、7ページの(2)の一行目の最後の方で、同じような表現ですが、「地縁の繋がりが希薄化している」と、多分同じことを言いたいと思うのですが、あえて分けたほうが良いのか、ほとんど同じことを言っているので「弱くなっている」、または「希薄化」に統一したほうがわかりやすいのかと考えて、私は統一したほうが良いとは考えています。個人の意見としてはよく「希薄化」ということで扱っています。

会 長：「繋がりが希薄化している」に、両方統一した方が良いのでは、ということですね。

委 員：4の災害から文化財を保護するための取り組みで、その前段の中ほどですが、「文化財等は鑑賞の対象である場合が多い」という、この判断に疑義があるのですが。私たちにとって、文化財は単に鑑賞の対象でしょうか。少なくとも私にとっては、例えば、弘前城にしても、弘前市の財産だと思っていますし、鑑賞の対象というよりは、別にわざわざそこに見に行くとか鑑賞することが目的ではなく、そこにある存在そのものが弘前市の財産だと私は思っているので、この鑑賞の対象である場合が多いという表現は違うと思います。

会 長：文化財、財産であると。まさに防災、守っていく必要があるわけですよ。防災の意識を持つことは良いのではないかと。

委 員：前段の部分の趣旨が私はなかったです。防災という視点から文化財を位置づけるということが大切だということを言いたいのであれば、「文化財は市民にとって大切な財産である」、それで良いと思うのですが。「文化財は市民にとっての大切な財産であるから、防災という視点から文化財を位置付ける」と。

会 長：それではこうしますか、「市民にとって文化財は」。

- 委員：そこの「市民にとって」も、後で使いたいのので、「しかし市民にとって」の最初の部分は取って「文化財等は市民にとって大切な財産であるから」、以下は続けます。
- 会長：「文化財等は市民にとって大切な財産であるから、防災という視点から、文化財等を位置づけることも大切である」と。これで良いでしょうか。
- 委員：認識としては良いと思います。
- 会長：「弘前市の特徴の一つは文化財等が多く存在していることである。文化財等は市民にとって大切な財産であるから、防災という視点から文化財等を位置づけることも大切である」と。
- 委員：「防災という視点から文化財等を位置づける」というのが、何か別の、「防災という視点から、文化財保護」みたいな。
- 委員：おっしゃることわかります。「防災という視点から文化財等を見直す」ではどうでしょうか。文化財等を見直すことも大切だ、つまり財産だけではなくて、防災という点からも見直しと。
- 会長：この部分は意見がなくて工夫しているところです。広くここはそういうことで落ち着かせていただいて、「弘前市の特徴の一つは文化財等が多く存在していることである。文化財等は、市民にとっての大切な財産であるから、防災という視点から文化財等を見直すことも大切である」と。これはもう少し事務局の方で良くしてもらおうとして、いずれにしても市民にとって大切な財産であるから、防災という視点からも見直す必要があるのではないかと。それらを含めてこの文化財について何か他にないでしょうかね。
- 委員：もし事務局がこの文化財保護に対しての市民に対して期待する役割的なものがあって、それに対して何か我々がコメントするというのであれば意見しやすいと思いましたが、事務局側で文化財について市民に対してこういうことをしてほしいということがあるでしょうか。
- 会長：今文化財課が取り組んでいる事業に関する資料をお付けしましたが、そこに記載のある文化財特別予防査察や、文化財防火デー、維持事業補助金とか。
- 委員：文化財の多いところだと、消防が協力して、防災訓練、消火訓練をやっているところがありますよね。例えば飛騨高山の住宅とかは毎年1回、観光客が見に来るほど、消火設備の点検も含めてやっていると思います

が、弘前ではそういうのを聞いたことがないので、あれば教えてほしいのですが。例えば五重塔にしる、禅林街にしる、そのような取り組みが市としてやるということが必要なのではないかと。実施するよう工夫すること、のような指摘があっても良いと思うのですが。

会 長：市でやっていますか。

事 務 局：今はどうかわかりませんが、年に1回くらいやっていたと記憶していました。

委 員：市民に公表はしてないと思いますが、五重塔とか岩木山とかでもやっていたように記憶しています。

委 員：多分それは災害で市民がけがをしたりそういう被害が出ないようにする防災訓練じゃないかなと。

委 員：文化財を守るための訓練だと思っていましたが。

事 務 局：確か水をかけているところをやっていたと思いました。

委 員：もうやっているのであれば、さらにそれをアピールしてほしいです。この前上野で弘前のねふたが行って燃えたじゃないですか、今禅林街で一ヶ所が火事になるととんでもないことになる場所だと思うのです、ほとんど木造で。だからそういう工夫があっても良いのかな、と。各寺院では消火設備があると思うけど、例えば黒門の辺りに大きな消火設備があるとか、いざというときのためにそういう工夫がないような気がして、各寺院に任せるのではなく、文化財を守るんだという気概で弘前市が先頭に立って、やってほしいなと思う、希望です。

委 員：今のご意見に非常に近いかもしれませんが、資料の中に、文化財特別予防査察というのは文化財保護協調週間というのがあると。もう一つが文化財防火デーというのがあって、それは全国的にその文化財防火運動を何日か決まっているというのがあるので、弘前は非常にお寺でも、弘前城でも多いところなので、これに時期を合わせても良いですが、弘前独自の似たような文化財の保護月間なり保護運動月間なり周知月間なり、新たな文化財の防火、に特化した運動の期間を設けて、市民に周知する、という動きを検討してみてもどうでしょう。

会 長：事務局、ぜひ今のを加えてください。弘前独自の。そのほかいかがでしょうか、文化財含めて。

委員：前回の参考資料1を今見ていたのですが、これを見て初めて知ることばかりで、(ウ)歴史災害というのは弘前の歴史のまとめている弘前市史でも、150回火災の履歴があるそうです、ここに書かれています。そういうことを知らなかったのも、学校教育なのかわからないですけど、そういうことは伝える努力というか、過去火災に見舞われているということを知らない市民に向けてわかるようにきちんと伝えていった方が良いのではないかと。今も大事ですが、そういうことがあったということ。

会長：良いですね、災害が少ないと防災、文化財のそういうことを忘れがちですね。事務局よろしくお願いします。

委員：皆様のご意見踏まえたうえでこれは良いかなと個人的に思ったのですが、文化財の保護に関してはなかなか我々も情報がなくてアイデア出しにくかったというところで、さっき委員もおっしゃったように、弘前の過去のそういった情報とか歴史の話をしていただいたり、他の市の取り組みを教えてもらいながら、その情報を踏まえたうえでこれから市民として何をすべきかというグループワーク、市民向けのワークショップとかやっても良いのではと思いました。

会長：なかなか文化財の防災の実態はわかりませんよね。その辺も知っておくと必要だと。

委員：3の災害ボランティアのところですが、2ヶ所ありまして、1ヶ所は表現についてですが、まず前段のところの3行目です。「情報発信と登録の仕組みについて工夫する必要がある」という表現と、あと少し下がって(2)登録を促す仕組みのAの一行目、「災害ボランティアの登録をする際」という「登録」という言葉が2ヶ所ありますが、実際、正確に言う、「事前登録」、災害はまだ起こっていないので、それに備えて行う登録になるので、正確に事前登録と、この2ヶ所についてはその表現の方が良いかと思えます。

あともう1点、事務局への質問になるかもしれませんが、(2)の登録を促す仕組みのところの災害ボランティア云々ということで「わかりやすい手続きで登録できるよう努めるところ」ですが、実際は災害ボランティアの運営については、市が直接ではなくて弘前市社会福祉協議会が役割分担として行うことになっています。今回この答申案をまとめるにあたっては市の活動とか、市の取り組みが条例に合っているかどうかをこの審議会で諮ることに対して、社協が行っていることにこういうふうに努めることと言った時に、その担当課の福祉総務課さんが「あれ？」とならないか、一緒に一体として取り組んでいるので、考え方としては福祉総務課さんが、社協と一緒にこういうことを取り組むという考えは、我々としてはできるのですが、市の答申を作った時に、受ける側の課の方で違う

のではないか、ということにならないかちょっと心配していましたが大丈夫でしょうか。

事務局：実際に登録の手続きを行っているのは社協といえども、市民にとってやはりこういった課題があるということで、それをわかりやすくするように促していくのも、市の役割と考えておりますので、このように努めることという表現でよろしいのかなと考えております。

委員：了解しました。

委員：2の共助のところですが、6ページの3の地域やコミュニティという言葉が使われていまして、コミュニティという言葉が、私の専門分野が社会学なので、よくコミュニティってなんですかという話がよくあり、あまりこだわらなくても良いのかもしれませんが、ここでは地域とコミュニティという言葉は同じ内容として使っているのか、コミュニティは地域社会も含むのかそれとも地域とは別の何か、人間関係というか、社会関係のことを言っているのか。もしコミュニティの方が、地域社会というような意味合いで並列して使っているのであれば、重ねて使わなくても良いかもしれない。地域とは別の何か集団なのか、どういう意味で使っているのでしょうか。

会長：コミュニティは基本的に地域社会なんですね、共同体とか地域ですよ。けれど最近は使い方が非常に広がっていて、集団とか団体みたいな、何か自分がコミュニケーションを取る時。これは条例に市民とかコミュニティの説明がありますよね。

事務局：条例の第11条でコミュニティの役割とあるのですが、その中でコミュニティの説明がありまして、「市内に事務局がある地縁を基盤とした集まりである町会、地域コミュニティとテーマで結びついた集まりであるNPOなどの市民活動団体、テーマコミュニティの二つを総称したものです」と書かれています。

会長：地域とその後ろの方をこのコミュニティで言い換えれば良いと思います。テーマコミュニティとかそういう区別をしていますよね、地域コミュニティとは違うコミュニティ、今は団体やグループもコミュニティみたいな言い方するので、条例ではそう表現したのです。だから、委員の指摘はもっともな指摘で、元来は、アソシエイトとコミュニティっていう形で地域社会と結社みたいな流れになっていました。

それではそちらの文章に照らす形で直します。色々な団体集団みたいなことを意味して言っているのですよね。コミュニティとは言うけれど、地域社会ではない。条例を作るときにもいろんな言葉が出てきて、ここで地

域やその他のNPOとか色々な団体グループ云々を言っているのですが。

委員：ここの前段が、まとめていくと2のところ全体なのですが、基本的に町会でやってきたものが多いので、町会以外の担い手が必要だということであれば、この入りの全体の部分としては、「地域やコミュニティ等」という表現ではなく、単に地域で行う避難訓練などは、町会でやってきたものが多いけれど、他のコミュニティの参加も必要だということが、この後に出てくるので、最初はあえてその「やコミュニティ等」というのは入れないで。

会長：「地域で行う避難訓練など」と。

委員：それだと足りないので、既存のコミュニティも他のコミュニティもという作りになっていくのかなと。

会長：その方がわかりやすい、コミュニティを取れば。委員のご指摘の通りですので、どうもありがとうございます。

委員：今の(2)のところ、「町会以外の既存のコミュニティ等に」と書いてありますよね。であればこの前段を、「町会以外の既存のコミュニティについて考える必要がある」とここにそのまま同じ文章入れても良いのではないかと。「町会以外の共助の担い手」とあるじゃないですか、町会以外の共助の担い手というのは具体的には、既存のコミュニティ等、ということですよ。なぜここでわざわざ共助の担い手と言い換えているかはわからないですけど。町会以外の(2)で出てくるのと同じ、「町会以外の既存のコミュニティ等について考える」と、同じ文章で良いのではないかと。

会長：そうすると「地域やコミュニティ等で行う訓練など」、これもこのまま。

委員：そこは先ほど委員がおっしゃった通り、「地域で行う避難訓練など」ですね。「町会以外の既存のコミュニティ等に向けても防災に関する情報発信を行うよう努めること」と、具体的な内容はこれじゃないですか。前段のところでも、そのことを示すためには、委員も言ったように、「地域で行う避難訓練など共助の取り組みについては町会を単位としてやってきたものが多い」、これが事実じゃないですか。高齢化で地域の繋がりが弱くなっていることから、「町会以外の既存のコミュニティについても考える必要がある」と。

会長：「町会以外の共助の担い手」とあるけれども、ここを「町会以外の既存のコミュニティについても考える必要がある」と。

- 委員：「町会以外の既存のコミュニティについても、共助の担い手として考える必要がある」と。要するに町会だけじゃ駄目だから共助の担い手として考えろと。
- 会長：それではここは「地域で行う避難訓練など、共助の取り組みについては町会を単位として行ってきたものが多い。しかし高齢化等で地縁の繋がりが弱くなっていることから、町会以外の既存のコミュニティについても、共助の担い手として考える必要がある。」と訂正するという事によろしいですか。そして、次の括弧のところはそのままで良いと。
- 委員：3の災害ボランティアのところの(2)の登録を促す仕組みのイのところですが、前回の話し合いで団体に促すのも良いけども、個人の方がとても登録しやすいという意見もあったと思います。なので、この文章だと、団体の方ばかりと見えるので、個人登録することも同じくらいという感じに直さないで。同じくらい大切だっというふうに文章を。
- 会長：「個人で登録することはもとより」そんな感じですかね。
- 委員：両方とも大切だっというのを、文章に盛り込んでいったほうが良いかと。
- 会長：「個人で登録することはもとより、複数人で登録することで、参加しやすい場合もある」と、あるいはここちょっとどうでしょう。
- 委員：複数人というところが、最初何だったっけ、団体とか企業ってところがそうなのか、となったので、「複数人」という表現を一番最初に持ってくると、何のことかなと思わないかな、と。複数人っていうのは、例えば委員と私と3人で申し込むっていうイメージを持ってしまうのですよね。
- 会長：「個人で登録することはもとより、市のボランティアセンターに登録している団体企業に対しても災害ボランティア登録を促すよう努めること」と。これを詰めは事務局にお願いして、そのほかいかがでしょう。
- 委員：答申案の中の、4ページの第3市の取り組みで、防災課が行っている取り組みと防災課以外が行っている取り組みという分け方で議論が確かになされましたが、答申案を見ると、消防団の話が全然出てきてないと思っておりまして、消防団について全くこの答申には触れなくても良いのかという疑問があるのですが。提案としては、防災課が行っている取り組みの中に消防団も入っているのではと思います。この防災の話の中に消防団が出てこないのはちょっと違和感があるなと思いました。

- 委員：防災教育は消防団がやっているものです。
- 会長：（２）「防災教育の実施」は、「消防団が行っている防災教育は」にしますか。でも防災教育というのはどこがやっているかわからないですね、市がやっているということになるのですよね。
- 委員：管轄は確かに防災課ですが、消防団ももっと地域で頑張っている、というのを皆さんに知らせるためにも言葉を入れてくれたら嬉しいなど。
- 委員：いただいた資料の中にも、委員が作ってくださった消防団の資料と消防団の組織概要っていうのをいただいている、これを見ると確かに弘前市の防災課が消防団を管轄しているということになっています。なので、今の防災の話は消防団抜きにして良いのかなっていうのは答申案読んで思います。
- 会長：どうでしょう、事務局に一任させていただきますか。
- 委員：私はその市の取り組みの中に、第３の市の取り組みの中に消防団と入っていれば良いのではないかと。
- 会長：これは市の取り組みですよ、防災教育は。市がやっているという意味ですか。
- 委員：そうですね、消防団市が管轄していることから市の取り組みですよ。
- 会長：それではこれはこのままで。そのほかいかがですか。一応ほぼ文案を作らせていただきましたので、皆さんの出していただいた文案でいきたいと思います。事務局でここを詰めておいていただければ助かるというところはありますか。
- 事務局：委員の今のご指摘で、確かに消防団が入り込んでいなかったのも、この文章の中に入れ込むか、それとも新しく消防団の周知という感じで入れば良いでしょうか。
- 会長：どうですか、消防団入れますか。１行起こして消防団の存在について、団員がどんどん少なくなっていくって、消防署の存続にも関わるような状況なので。
- 委員：そもそもこの審議会で諮られている議論の観点のところ市で行っているもの、防災課が行っている取り組みとそれ以外で行っているものという立て付けから議論が始まっていると思うので、防災課が行っている

取り組みの中に消防団を 1 個入れれば良いのではないかなど。具体的に 4 ページ、の第 3 の防災課が行っている取り組みの中に防災まちづくり推進事業マイスター育成講座、防災まちづくり推進事業防災教育、自主防災組織育成支援事業、の下にでも消防団というのを入れれば良いのではと私は思います。

委員：どこに入れるかはあれですが、第 3 市の取り組みで「審議会事務局から説明を受けた取り組みの内容は次のようなものでした」、なので、ここに記入するということは、その審議会の中で説明された内容でないと載せにくいのではないかと思います。

会長：消防団については、この防災教育ということで理解していただく。市がやっているということなので、議論はしませんでしたので、同消防団については。説明の機会はありませんでしたが、消防団そのものについての議論はしませんでしたので、すみませんが、これはなしということで、このままでいかせていただきます。

委員：「消防団による防災教育」だとだめですか。答申の方で。

会長：消防団による防災教育と。確かに防災教育と言ってもあまり広すぎて消防団がやっている防災教育だよと、差し支えないですかね。

委員：質問になってしまいますが、今の話だと、1 の (2) のところを「消防団による防災教育の実施」とするというお話ですよ。その自助を促進するための取り組みが、弘前市としての取り組みが消防団がやっている防災教育の実施に対して、どうしてほしいという要望。そしてこの (2) が消防団による防災教育の実施という題名になるのでしょうか。消防団だけでなく全体として、ではなくて、消防団に対しての何かこうしてほしいという内容としてこの答申案を出すということですか。

会長：そういうことになりますね。防災教育だから本当は色々ところでやっている、防災教育全体についてはこうあるべきだというのがなくなってきましたよね。確かにご指摘のように、防災教育を実際にやっているのは、消防団しかないのでしょうか。

委員：小学校の授業でも。

会長：色々ところでやっているのですね。

委員：個人でやっている人もいますよ。

- 委員：限定しないほうが良いのかもしれないと自分は発言しました。
- 委員：市としての取り組みであれば、防災マイスターも一応個人として。
- 会長：市でやっているのは、消防団員がいないそうです。ここで言っているのは市に言っているもので、市の今やっている事業についてこうしてくださいよ、と。
- 委員：例えば、小学校の授業とかでやる防災教育、自分が受けてきた小学校の教育とかでは、先生に習ったので、消防団の人に習ったわけではないので。先生は別に市の職員ではなくて、県の公務員なので、それは含まれないですかね。
- 委員：地域によって違うということじゃないですか。委員の受けた小学校はそうだったかもしれないけれど、弘前市はそうじゃないと。
- 委員：弘前市は、授業では全く防災について触れない、と。
- 委員：消防団がそれをやっている。
- 委員：避難訓練はやってますよね。避難訓練も防災教育ではあるけれど、避難訓練のときに消防団の人が行って、防災教育について詳しく説明します。
- 委員：自分はもうすこし広くとらえられる方が良いのではないかという意見です。
- 委員：そこをとらえるとしたときに、教育の対象というのが、小中学生以外、例えば社会教育というのであれば、公民館の社会教育を通して広く住民に対して防災教育というのは、多分いくつかの公民館もあったと思うので、そういうところを考えれば、委員の意見を汲める部分もあるかなと思いました。
- 委員：防災教育の対象入れなくて良いですよ。
- 会長：それではこれでいきます。消防団はよく読めばわかるので、広く取ります。
その他いかがでしょうか。これで一応答申案の検討は済んだということで、あとは事務局に文案の作成は一任させていただくということでよろしいでしょうか。
それでは次に、三つ目の論点として、答申案の5ページを見ていただ

きたいのですが、第4、取り組み内容の評価及び条例の見直しについてということで、評価ということであります。1・2で、評価と条例の見直しがありますが、三つ目の論点は、この全体的な評価です。取り組み内容の評価、現在の市のやっている取り組みの評価について、今年度の審議内容について防災について審議した結果、対象となっている取り組みについては、防災を自分事として考えるための工夫や防災ボランティアについてのわかりやすい分かりやすい仕組みなど、一部改善点は見受けられるものの、概ね条例の趣旨に沿って行われていると評価しますと、こう評価して良いか。大体よくやっているが、改善に向けた提案をしたところが不十分であると、毎年このような評価なのですが。こういう改善点はまだあるけれども大体概ね良いと。よろしいでしょうか。

(委員より意見なし)

会 長：それでは最後の条例の見直しについて、3ページの第2、基本関連業務第20条、「議会及び執行機関は市民の生命、身体及び財産を守るため、市民等及び関係機関と連携し、」というこの条文自体を変える必要はない、と我々答申して良いか、ということですが。この条文自体を考え、変える必要はないと思いますがよろしいでしょうか。

(委員より意見なし)

会 長：それでは、提案された内容についてはまた私と事務局で精査して、私と事務局に一任させていただくということで、よろしいでしょうか。

3 事務連絡

4 閉会